

公 示

自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準

制 定	平成 25 年	9 月 30 日	九運公第 37 号
一部改正	平成 26 年	1 月 24 日	九運公第 59 号
一部改正	平成 28 年	11 月 30 日	九運公第 60 号
一部改正	平成 29 年	1 月 13 日	九運公第 83 号
一部改正	令和 5 年	4 月 21 日	九運公第 11 号

自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法（以下「運送法」という。）第 27 条第 4 項及び第 31 条の規定に基づく命令、運送法第 40 条、タクシー業務適正化特別措置法第 52 条第 1 項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等、並びに、貨物自動車運送事業法（以下「事業法」という。）第 23 条及び第 26 条の規定に基づく命令、事業法第 33 条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を受けた事業者名及び処分内容等を公表することにより、利用者等による事業者の選択を可能とし利用者保護に資するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保に資するため、当該公表についての基準を下記のとおり定める。

九州運輸局長 佐藤 尚之

記

1. 行政処分等の公表は、九州運輸局（以下「本局等」という。）で実施する。
2. 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 文書による勧告又は警告を受けた自動車運送事業者
 - (2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止（以下「自動車等の使用停止」という。）処分を受けた自動車運送事業者
 - (3) 事業の停止処分を受けた自動車運送事業者
 - (4) 許可の取消し処分を受けた自動車運送事業者
 - (5) 運送法第 27 条第 4 項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者

- (6) 運送法第31条の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者
- (7) 事業法第23条の命令を受けた一般貨物自動車運送事業者
- (8) 事業法第26条の命令を受けた一般貨物自動車運送事業者
- (9) タクシー適正化・活性化法第17条の2の命令を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者

3. 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。

- (1) 行政処分等の年月日
- (2) 事業者の氏名又は名称（複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。）
- (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（番地まで。ただし、個人タクシー事業者にあつては、市区町村までとする。）
- (4) 行政処分等の内容
- (5) 主な違反条項
- (6) 違反行為の概要
- (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

4. 行政処分等の公表の時期及び方法は次のとおりとする。

- (1) 事業停止処分、許可の取消処分のほか、社会的な関心が高いと認められる行政処分等については、その都度、報道機関等へ3.の内容を記載した資料を提供するとともに、本局のホームページに掲載するものとする。

その他の行政処分等については、1か月分を取りまとめて行うものとする。

- (2) ホームページへの掲載は、掲載を行った月から5年間継続して行うものとする。

5. 本局は、年度ごとに行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数をホームページで公表するほか、3月ごとに、違反点数が21点以上の事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為をホームページで公表するものとする。

附則

この基準は、平成25年10月1日から実施するものとする。

附則（平成26年1月24日 九運公第59号）

この基準は、平成26年1月27日から実施するものとする。

附則（平成28年11月30日 九運公第60号）

1. この基準は、平成28年12月1日から実施するものとする。
2. この基準の施行の前に行われた行政処分等については、なお従前の例による。

附則（平成29年1月13日 九運公第83号）

この基準は、平成29年1月16日から実施するものとする。

附則（令和5年4月21日 九運公第11号）

1. この基準は、令和5年4月21日から実施するものとする。
2. この基準の施行の前に行われた行政処分等であって、ホームページへの掲載を行った月（文書による勧告にあっては、当該勧告を行った月の翌月）から起算して5年を経過してしない事案についても、この基準の4(2)の規定を適用し、ホームページへの掲載を行った月（文書による勧告にあっては、当該勧告を行った月の翌月）から起算して5年を経過するまではホームページへの掲載を行うものとする。